

# 日本代表選手及び役員選考規程

公益社団法人日本スカッシュ協会

## 日本代表選手及び役員選考基本方針

日本代表は、活力ある日本を代表するに相応しい当協会の登録選手、登録役員をもって編成する。日本代表選手として選考され、尚且つそれを承諾した選手は、日本代表選手としての「権利」を取得すると同時に、日本代表選手に課せられた「義務」も遂行しなければならないと認識する事。選考に於いてはその基準等を明確にし、公表し透明性を図る。

## 第1章 総則

第1条 本規程は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下、「当協会」という）において、公式国際大会に選手を派遣するにあたっての日本代表の選手役員の選考手続きについて定める。

## 第2章 日本代表の選手及び役員の選考と承認

第2条 当協会において、日本代表の選手及び役員の選考は選手強化委員会が行うものとする。

## 第3章 日本代表選手選考について

第3条 日本代表の選手選考の対象者は、選考実施時に於いて、次の①から⑥をすべて満たした者とする。

- ① 当協会の会員として登録されており、国際競技参加資格〈国籍、年齢等〉を満たしている者
- ② 選手強化委員会が定める選考基準を満たす者
- ③ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程を遵守している者
- ④ その心身の健康状態等に照らし、当該競技会に参加できる見込みのある者
- ⑤ 当協会の強化計画を優先し活動できる者
- ⑥ 日本代表選手として選考される意思を有する者

第3条 日本代表の選手選考を行う選手強化委員会は、派遣対象となる競技大会に対する選手選考基準及び選考方法を明確かつ具体的に策定し、公表しなければならない。

第4条 日本代表選手の選考手順は原則として以下のとおりとする。

- ① 選手強化委員会は、前条に基づき選手選考基準及び選考方法を策定し、常務理事会の承認を経て、選考実施の30日以上前にこれをホームページ

上で公表する。

- ② 選手強化委員会は、国際競技参加資格の確認、メダル獲得の可能性の審議、医学的観点などから日本代表選手として選出できるかどうかを検討する。
- ③ 選手強化委員会は、日本代表候補選手に選考対象であることを知らせ、参加意思確認をする
- ④ 選手強化委員会は、選考結果とその理由を書面において常務理事会に報告するものとし、常務理事会の承認をもって日本代表選手を決定する。
- ⑤ 選手強化委員会は、日本代表選手を決定した場合、日本代表選手として決定した該当選手に対し、日本代表選手に決定した旨及び選考理由を、書面において通知するとともに、ホームページ等で公表する。

#### 第4章 日本代表役員選考について

第5条 日本代表の役員選考は以下のとおりとする。

- ① 日本代表の役員は、国代表及び当協会の代表として、派遣事業を総括かつ全般に管理し運営できる者を、選手強化委員会が選出する。具体的には、競技、チームマネジメントのみならず、派遣に伴う支出について認識があり、経理処理、広報への協力ができる者を選出するものとし、監督、コーチ、トレーナー、総務等により編成されるものとする。
- ② 選手強化委員会は、選考結果とその理由を書面において常務理事会に報告するものとし、常務理事会の承認をもって日本代表役員を決定するものとする。

#### 第5章 代表の撤回

第6条 日本代表の選手及び役員の決定の撤回

下記①～⑥に該当した場合、日本代表選手及び役員の決定後であっても、当協会は、日本代表選手及び役員の決定を撤回することができる。

- ① 正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合
- ② 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程違反を犯した場合
- ③ 日本代表選手又は役員として不適切な言動を行った場合
- ④ 怪我や疾病により強化活動に参加できなくなった場合
- ⑤ 日本代表選手又は役員本人から辞退の申し出があった場合
- ⑥ 当協会が定める強化計画を優先し活動できない場合

第7条 本協会の決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

この規定は令和4年4月1日から施行される。

2023年3月12日改訂